

役員選考委員会規程

(根 拠)

第1条 本会は、会則7条に基づき、役員及び監事を選出するため役員選考委員会を設ける。
(以下、「選考委員会」という)

(構 成)

第2条 選考委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 各学年委員から 2名
- (2) 教職員選出委員 2名

2 選考委員の中で欠員が生じた場合は、それぞれの選出機関から補充される。

第3条 選考委員会は、互選によって次の役員を選出する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(責 務)

第4条 役員の現職にあるものは、本会の委員になることができない。本会の委員は役員になることはできない。

2 委員は、選考過程に関することを漏洩してはならない。

第5条 選考委員会は、役員候補者の内諾を得て名簿を作成し、総会において報告し、承諾を得なければならない。

第6条 委員の任期は、その任務を終了するまでとする。

(附 則)

- 1 この規程は、昭和57年4月29日から実施する。
- 2 平成 6年 4月 23日 一部改定
- 3 平成 11年 4月 28日 一部改定
- 4 平成 17年 2月 8日 一部改定
- 5 平成 17年 12月 19日 一部改定
- 6 令和 2年 4月 25日 一部改定 (令和3年度から施行する。)